

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
  - ② 定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
  - ③ 定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること  
※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
  - ④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学生のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学生（無利子）の利用にあたって当該奨学生の貸与上限額が変更されること  
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。
- ロ 給付型奨学生に未申請のため、「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学生の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- 二 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学生により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学生の申込みを行ってください。給付奨学生の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。  
**※給付型奨学生を申し込んでいる場合は、以下の別紙1～3の提出は不要です。**
- 給付型奨学生の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学生に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。
- なお、給付型奨学生と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学生に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。